

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	平成29年10月3日 15時00分～16時52分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1. 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側から金額提示がなされ、提示金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 909円 (+28円) 根拠 : 香川県最低賃金の引上げ率が3.23%。同じ引上げ率を提示。</p> <p>使用者側 第1回目提示額 : 899円 (+18円) 根拠 : 原材料の高騰、船価の暴落等、状況は厳しく、県最賃の引上げ幅までは難しい。 2017年の春季労使交渉における大手造船所の賃上げ率2.18%。 2.18%の引上げ額は19.2円。輸送用機器の中小企業の賃上げ率は1.98%。1.98%の引上げ額は17円。間をとって18円。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩みよりの様子が見えないうえ、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		